

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

令和2年4月1日
岩沼市農業協同組合

岩沼市農業協同組合は、「生活不安に対応するための緊急措置（新型コロナウイルス感染症特別対策本部）」として経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請」を受け、以下のとおり特別措置を実施することといたしました。

1. 適応対象

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金制度の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客様で、一時的なガス料金の支払の延期をお申し出いただいたお客様。

2. 特別措置の内容

令和2年2月分（支払期限が3月25日以降のもの）、3月分及び4月分の各ガス料金の支払期限日をそれぞれ1か月間延長いたします。

3. お申し出方法

当JA経済部までご連絡ください。申込には上記の資金貸付を受けたことが確認できる書類が必要です。

4. お申し出先

電話番号 0223-22-1258

受付時間 平日9時～17時（土日祝除く）